

特集関連レポート

●各金融機関の態勢づくりと個々人の遵守徹底が求められる!

行職員個人の株式等取引 ルールは守られているか



金 融庁は、行職員のプライベ
ートにおける株式等の売買
について、改めて金融機関の規則
や監視態勢を強化することを求め
ています。

実際、全国信用金庫協会でも、
7月12日付で「信用金庫役職員に
おける有価証券の売買等に係る庫
内規則の整備について」を出し
て、改めて行職員のプライベート
における株式やFX取引などに注
視するよう促しています。

その背景には、「株式の売買な
どで発生した損失を穴埋めするた
め、行職員による預金の横領等が

依然として発生している」という
ことがあると思われます。そこで
本稿では、「①金融機関における
個人の株式等取引を制限するルー
ルの現状と問題点」「②ルールを
徹底する仕組みづくりのポイント」
を、金融機関の本部担当者にと
伺いました。

●
【①金融機関における個人の株式
等取引を制限するルールの現状と
問題点】

まず行職員による株式等の取引
について、現状ではどんな規則等
が設けられているのでしょうか。

「行職員の有価証券取引は、金融
商品取引法（以下、金商法）等で
大きく2つの取引が禁止されてい
ます。1つは、インサイダー取引
や職務上知り得た特別情報に基づ
く取引の禁止です。そしてもう1
つは、投機的利益の追求を目的と
した取引の禁止です」

前者は、簡単にいえば、金融機
関の行職員が融資先から聞いた情
報をもとに、株式等を売買して利
益を得ること（インサイダー取
引）を禁止する規則です。ただ
し、地域金融機関の営業店で働く
行職員が上場会社を担当すること

は決して多くないためそもそもイ
ンサイダー取引を行うことは難し
く、むしろこの規則は本部の法人
関係部署に所属する担当者等が気
を付けるべきルールといえるでし
ょう。

実は今回、金融庁や日本証券業
協会が重要視しているのが、後者
の「投機的利益の追求を目的とし
た取引の禁止」です。「投機的利
益の追求を目的とした取引」と
は、信用取引やデリバティブ取引
に加え、株式等を短期間に頻繁に
売買する取引をいいます（一般的
な投資信託やETFは対象外）。